

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年9月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
トステムビバ石巻店  
石巻市門脇字二番谷地13番85号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
有限会社松岡物産 代表取締役 松岡慶司  
石巻市門脇字二番谷地13番87号
- 3 市町村の意見の概要
  - (1) 騒音について、当該店舗の西側及び北側は住宅地となっていることから、営業時間の延長に伴い、特に早朝及び夜間においては、来店者に不必要なアイドリングなどを行わないよう表示板等による呼びかけを行うとともに、搬入業者等に対しては荷さばき作業などにおいて騒音の発生がないよう指導するなど適切な措置を講じられたい。
  - (2) 付帯設備及び付帯施設等の維持管理に当たっては、騒音の発生に十分留意するとともに、届出書中の騒音対策等を遵守し、地域住民等の生活環境の保持に努められたい。
- 4 地域住民等の意見の概要  
なし
- 5 縦覧場所  
宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所
- 6 縦覧期間  
平成18年9月27日から平成18年10月27日まで（ただし、閉庁日を除く。）

